

第3回定例議会一般質問と答弁の概要（2009.9.10）

23番、日本共産党の金子卓です。一般質問を一問一答方式でおこないます。

8月30日に投開票された第45回総選挙は、財界・大企業の利益優先で国民のくらしを破壊してきた自民党政治に国民的審判が下されました。私たち日本共産党は、有権者・国民がくだしたこの審判を、日本の政治にとっての大きな前向きの1歩として歓迎するものです。私たちは、民主党中心の政権にたいして、「建設的野党」として、良いことには協力、悪いことにはきっぱり反対、問題点はただすという立場で、どんな問題でも国民の利益にたつて積極的に働きかけ、現実政治を前に動かすため奮闘します。

この決意をのべまして、一般質問に入ります。

1、霞ヶ浦導水事業と市水道事業について

(1) 霞ヶ浦導水事業推進（促進）の再考

1番目の質問は、霞ヶ浦導水事業と市水道事業についてです。最初は霞ヶ浦導水事業推進・促進の立場を考え直してほしいという内容です。

①「差し止め裁判」提訴

マスコミに大きく報道されましたが、今年3月3日、茨城・栃木両県的那珂川関係漁協は、国を相手に「霞ヶ浦導水事業を構成する那珂樋管（ひかん）新設工事についての工事の続行および差し止め」の訴状を水戸地裁に提出しました。

那珂川漁業協同組合協議会は「霞ヶ浦導水差し止め裁判」提訴にあたっての「声明」でこのようにのべています。「先祖から受けついできた、那珂川と涸沼のアユ・サケシジミをはじめとする魚介類を守り子や孫たちに残すために、関係漁協は一致団結して裁判勝利にむかって全力をつくします」「この1年間、仮処分の審尋（しんじん）が7回開かれ、専門家の先生方と3回のシンポジウムを開催してきました。これらを通して、霞ヶ浦導水事業は、魚介類と生態系に重大な被害をもたらすばかりでか、事業の目的である霞ヶ浦の浄化に逆行し、生活用水にも悪影響を及ぼす環境破壊の無駄使い事業であることがハッキリしました。これまでに水戸地裁に提出した要請署名は、目標を超える10万4,201筆となりました。茨城・栃木をはじめ全国の内水面漁協から支援が寄せられ釣り愛好団体や環境市民団体などからの共感と支援も大きく広がっています」そして最後に「私たちは、『漁業補償金』で那珂川・涸沼を台無しにする道を拒否します」と結んでいます。

裁判の原告是那珂川漁業組合、那珂川第一漁業組合、緒川漁業組合、栃木県那珂川漁業組合連合会、大涸沼（おおひぬま）漁業組合の5者です。那珂川・涸沼に漁業権をもつすべての漁協が立ち上がった重みを私たちはしっかり受け止めるべきと考えます。市長の見解をお聞かせください。

〈市長答弁〉 基本的な考え方は、本事業の必要性を踏まえ、国の直轄事業として要望し推進してきました。関係37市町村による導水事業建設促進協議会および県と歩調を合わせて行動していくことを基本としています。本事業は利水の面から、本市にとっては重要な事業であるので、円滑な事業の推進を望んでいます。

②那珂川の環境悪化問題 次は、導水事業による那珂川の環境悪化についてです。那珂川関係漁協から委嘱を受けた昨年5月8日に設置されました、川崎東北大学名誉教授を委員長とした「霞ヶ浦導水事業による那珂川の魚類・生態系影響評価委員会」は同12月11日に報告書を答申しました。この報告書要約版は三次市長にも届けられているのでお読みになったと思いますが、この影響評価委員会報告は、「那珂川から霞ヶ浦への大量の取水によって、那珂川は衰弱し、那珂川の地政学的、水文学的、生態学的活力が大きくそこなわれ、その影響は那珂川流域にとまらず、河口域、浅海域、汽水域におよぶ」また、「霞ヶ浦からの汚染水の那珂川への流入は、那珂川の汚染をもたらすばかりか、流域住民の健康被害をひきおこすおそれがある」ことが明らかになったとしています。

霞ヶ浦に送水するため毎秒最大15トン取水により那珂川の水量が減少し、アユの仔魚（しぎよ）が海まで到達できないこと、取水口下流域の栄養分が減少し、漁獲量全国1位のアユやサケの回帰率が減少すること。涸沼の塩分濃度が上昇し、全国4位のシジミ漁壊滅的な被害を受けること等です。また、霞ヶ浦からの送水による那珂川の汚染です。外来生物・難分解性有機物・毒素・カビ臭物質が送水されてきます。仮にろ過装置ができてこれらは除去できず、那珂川に深刻なダメージを与えます。導水事業による那珂川の環境悪化について、市長の見解をお聞かせください。

〈市長答弁〉 主に取水口による魚類の迷入・吸い込み問題、水量が減少することによる水産資源への影響、霞ヶ浦から那珂川への送水の影響がありますが、国土交通省は、適切な対策を講じ、那珂川への影響がないようにしていくと報告されています。

③霞ヶ浦水質浄化に逆行する問題

次は、導水事業が霞ヶ浦水質浄化に逆行する問題です。那珂川は霞ヶ浦と比べて、全窒素が1.6倍、アオコ増殖の栄養素である硝酸態窒素は6倍と高いそうです。高村・茨城大学名誉教授は国土交通省のデーターをもとに分析した結果、「那珂川からの導水で霞ヶ浦の富栄養化がさらに促進し、水質を悪化させる」指摘しています。この問題は昨年の9月の県議会でも取りあげられました。先にのべた影響評価委員会の報告でも「那珂川から霞ヶ浦への導水によって、霞ヶ浦における富栄養化はさらに進行する」のべられています。市長の見解をお聞かせください。

〈市長答弁〉 国土交通省によると、那珂川の水を霞ヶ浦に導入することにより、水質浄化が十分期待できるということを聞いています。

④水余り問題

次は、水余り問題です。2007年3月に県が発表した「新しいばらき水のマスタープラン」で、水需要の見直し、水需要の下方修正をおこないました。人口が2000年をピークに減少しはじめ、1人当りの使用料も減少しています。霞ヶ浦導水事業などという新規の用水開発は必要ありませんし、中止しても、なお茨城の水は余ります。

導水事業から最も多く供給を受けるのが県中央広域水道事業ですが、現在、那珂川からの取水だけで生活用水も工業用水も足りています。過不足を市町村間で融通しあえば事足ります。導水事業完成時には現在の契約水量の4.4倍の日量24万トンもの供給が計画されていますが、そのために、地下水など貴重な水源を切り捨ててまで霞ヶ浦の水を使う必要性など絶対にありません。市長の見解をお聞きし、霞ヶ浦導水事業推進の考えの再考を求めるものです。

〈市長答弁〉 導水事業の完成を前提とした暫定水利権によって取水がおこなわれており、本市の水利用を支える重要な事業であると考えています。私としては、霞ヶ浦導水事業の諸課題等については、国の直轄事業でありその対応については適切におこなわれているものと信じています。

（金子議員） 新聞報道によれば、霞ヶ浦導水事業の中止を求めて国と係争中の県内などの8漁協が8月17日衆議院立候補予定者などに導水事業の賛否を尋ねたアンケート結果を発表。県内7小選挙区の立候補予定者23人のうち9人が回答。そのうち民主党の2人は「中止」だった、と報道しています。東京新聞によれば、県内で当選した民主党議員3人が、東京新聞のアンケートに「事業継続反対」をとなえていると報じています。橋本知事は9月8日の定例記者会見で、霞ヶ浦導水事業について、県にとってはハツ場ダムの中止よりも「もっと大きな問題」との認識を示す一方で、「（霞ヶ浦の）水質浄化がいい方向にいけば、やめるということも考えられる」と、柔軟な姿勢を示したと報じられています。市長においては、ぜひ冷静な目でこの事業の是非について考えていただきたいと切望し次に移ります。

（2）市上水道事業

次は、市水道事業についてです。

①県水の受水、

県中央広域水道水の受水について、昨年の第3回定例議会の答弁で市長は「水道施設の稼働率」で説明しましたが、水道最大稼働率だけをもって水道事業を判断するものでないといわれています。水道統計でも施設最大稼働率は40％台から100％超えまで様々です。

〈上下水道部長答弁〉 本市の稼働率は昨年度よりマイナス2.9％という結果が出ています。これは水需要の低下といえますが、景気低迷による企業の業績悪化、各家庭の節水、エコ製品と家電製品関係の開発が考えられます。

②同事業への事務事業評価

市水道事業、「上水道施設管理および更新事業」への事務事業評価書の創業評価、また、新年度予算に新規計上された水運用基本計画の説明でも、霞ヶ浦導水事業完成時の県中央広域水道からの水道水の供給を前提にした市上水道事業にシフトしようとしている強い危惧を感じています。

〈上下水道部長答弁〉 県水の受水についての事務事業評価は実施していません。

③水運用基本計画

水運用計画です。「水運用基本計画」策定業務は7月6日に8社による入札がおこなわれ、株式会社・環境技研コンサルタント茨城支店が364万円で落札しました。この契約業務の目的、また契約に当たって市の計画案が示されていると思われますが、県中央広域水道からの

受水量の変更、また、現在4つある浄水場に関して、どのような計画の案をもっているのかお聞かせください。

〈上下水道部長答弁〉 県水受水については、これまでの協定経緯や経営の実態、特に現在受水し大宮地域に配水している現状等を考慮すれば、協定水量の受水は将来的にも必要であると考えています。現在、水運用計画を策定中ですが、将来の受水、地下水、表流水の需要水量、水道施設の経年劣化に伴う施設の更新計画や浄水場の廃止等、段階的受水に応じた経営に移行せざるを得ないと思われます。なお、本市の協定水量、1日当り最大給水量8,200立方メートルの受け入れについては県中央広域水道事業を構成する11市町村と足並みをそろえていく必要があると考えます。

（金子議員再質問） 再質問をおこないます。大宮地域の上水道の総配水量は減少しています。決算審査では、有収水量が減った原因として、社会情勢の景気悪化にともなう工場等の上水道需要の縮小、あるいは各家庭の節水対策強化等が考えられると説明しています。1日最大給水量も減少しています。今後の人口動向、水道の普及予測、世帯構成の変化、高齢化、それから食器洗い乾燥機等の普及、節水型洗濯機の普及、また雨水の利用などを勘案すれば、これからの水需要の伸びはなく減少すると言われています。

現在、県の「水道整備基本計画」の改定作業が足踏みを続けていると言われています。これは、構想の土台となる市町村の水需要予測がはっきりしないためです。十分な検討をせずに、古い「県水道整備基本構想21」の数値を使い、常陸大宮市の今後の水運用計画をつくるのでしょうか。

大宮地域の配水量がどんどん増えるとする水需要水量の計画を立て、さらに、自己水源と施設を縮小させ、霞ヶ浦導水事業にともなう県中央広域水道からの受水量を増やしていこうとするのは大問題です。

昨年度の1日最大配水1万746立方メートルで、大宮地域の浄水施設の処理能力は4ヶ所合わせて1万2340立方メートルですから、中央広域水道に頼らなくても十分間に合います。自己水源から割高な県中央広域水道用水への転換は考えるべきではありません。簡潔に再答弁を求めます。

〈上下水道部長再答弁〉 確かに金子議員さんのおっしゃるとおりでして、そういうのをもとに先ほども答弁しましたが、施設の維持管理、老朽化を十分把握しながら、水運用計画の中で今後の水道のあり方を検討していきたいと考えています。

（3）水資源の保全と活用

①雨水利用の積極的推進

次は、水資源の保全と活用についてです。最初は雨水利用の積極的推進です。常陸大宮市環境基本計画では市の取組として、「雨水利用や使用水の再利用の啓発など、節水意識の高揚につとめていきます」とあり、市民の取組として、「雨水桶（おけ）の設置など、雨水の貯留による庭木（にわき）への散水や非常用水源の確保に努めます」とあります。しかし、実施計画を見る限りでは、雨水利用については具体化されていません。

全国各地で、雨水利用の積極的推進のため、設置に対して助成する自治体が増えています。雨水タンク、雨水利用タンク、雨水貯留槽など呼び名はいろいろあり、市販もされています。

設置により、庭の植木植物の水撒きなどに最適で、下水道普及地域では水道使用量と比例して徴収される下水道料金の節約にもなります。なによりも、1件ずつでは微力ですが、より多くの家庭が設置すれば水道水の節水（節約）になります。近隣自治体では日立市に「雨水貯留槽設置補助制度」があり、3万円から4万円を限度に2分の1から3分の2が助成されます。常陸大宮市でも学校から家庭に設置を広げ、環境保全のため、また大切な水道水の節水のために、このような助成制度をつくってはどうか。

〈市長答弁〉 雨水利用については、自然の恵みである雨水を活用して、花壇等への水まきをおこなうことにより、水を大切に作る節水意識の高揚および省エネルギーの推進のため、雨水タンク平成19年度から小・中学校に配置しています。また、本庁舎には雨水利用の設備がされており、トイレの洗浄水として利用しています。これらについては、災害時や水道管の破裂などによって水道が使えなくなった場合、ためた雨水は貴重な生活用水や防災用水として活用できるので、今後とも引き続き推進していきたいと考えています。また、日立市の例を示された助成制度については、検討させていただきます。

②工業用水の再利用

ただいま市の事業について説明がありましたが、ぜひ家庭に広げていただきたいと思います。そのためにはPR、助成も必要です。十分な検討を求めるものです。次に移ります。

工業用水のリサイクル率は水使用合理化等の進展により80%近くになっていると聞きました。県央広域工業用水道事業により、水戸北部工業団地の10事業所に供給されていますが、これらの事業所での工業用水の再利用はどうなっているのでしょうか。

〈市長答弁〉 市内の各企業の再利用について、すべてを把握していませんが、今後、県央広域工業用水事業として、工業用水を供給管理している茨城県企業局、さらにそれぞれの企業の取り組みを注視していきたいと考えています。

③久慈川の清流を守る市の施策と行動

次は、久慈川の清流を守る市の施策と行動についてです。今年3月5日、福島第1漁業協同組合と茨城久慈川漁業協同組合合同で、「久慈川にたくさんの鮎が住める清流を取り戻したい」と矢祭町長に陳情書を提出しました。茨城の新聞には記事になりましたが、久慈川漁協の全理事が参加しました。

久慈川の鮎を救うだけでなく、水道水の供給水源の観点で、三次市長には、久慈川の清流、水質と水量を守るため先頭にたって行動していただきたいと思います。市の施策と具体的行動についての市長の見解を質問するものです。

〈市長答弁〉 久慈川の清流、水質そして水量を守るために先頭に立って行動して欲しいということでありますので、一生懸命行動していきたいと思いますので、ご支援をよろしくお願いします。

（再質問） 久慈川の水量の推移はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

〈市民部長再答弁〉 具体的な数値的なものはつかんでいませんので、調査したいと思います。

（金子議員） 環境基本計画をつくったにもかかわらず、そういう推移が把握されていない。本気でやっていただきたいと思います。

先ほどの雨水の利用、工業用水の再利用を含めて、いろいろな節水をすれば、霞ヶ浦導水事業や県中央広域水道水に頼らないで、常陸大宮自身の水源で十分賄えると思います。久慈川も含め、自分たちの市の水を大事にするという観点から、計画されている水運用計画の中で十分に考えて、県の言うなりでなく、計画を立てていただきたいと思います。この問題は非常に大事です。開示請求もしていますので、引き続き次の議会でも取りあげたいと考えています。次に移ります。

2、新型インフルエンザ対策について

(1) 市の行動計画

2番目は、新型インフルエンザ対策についてです。感染が広がっています。厚生労働省は、ピーク時には1日約76万人が発症するとの想定を8月28日公表しました。新学期を迎えた学校や、家庭、職場での感染防止、適切な受診、療養が重要になっています。市町村でも新型インフルエンザ発生に対応する「対策行動計画」や「対応マニュアル」を策定する自治体が増えています。常陸大宮市でも策定中とのことですが、状況をお聞かせください。

日本共産党国会議員団は、「新型インフルエンザに関する医療体制についての緊急申入れ」を8月21日におこないました。政権が交代する時期に流行のピークがきますが、切れ目のない責任ある対応を政府に求めたいと考えています。ワクチンの接種は公費負担にすべきと考えます。国民健康保険証が取りあげられている世帯への保険証の発行や、低所得者層への負担軽減なども必要と考えますがいかがでしょうか。

〈保健福祉部長答弁〉 先月から市内部で「常陸大宮市新型インフルエンザ対策行動計画」策定の打ち合わせ会を開催し、検討をおこなっています。細部の調整が済み次第、早急に機関決定をしたいと考えています。

資格証明書を交付されている世帯の取り扱いは、感染が確認された5月以降、発熱外来を受診した場合には、被保険者とみなして取り扱うといった厚生労働省の通達があります。

さらに、ワクチン接種の公費負担、それと低所得者への負担軽減等は、現在、国の方で検討しているといった情報が入っています。

(2) 市民(家庭・個人)への周知

次に、市民の方々への周知についてです。家庭や個人で、新型インフルエンザの感染を防ぐには、また、感染したら、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。市民の方々に丁寧な周知が必要です。また、相談体制のを強化も急がれます。流行の広がりや病状についての正確な情報提供をする体制も必要です。これらについてどのように対応するのかお聞かせください。

〈保健福祉部長答弁〉 感染が確認された5月以降、「広報」「お知らせ版」「ホームページ」で医療体制、感染予防策、相談窓口等の周知をやっています。今後の状況によりますが、必要に応じて、防災無線の活用、あるいは要援護者の支援等について、十分検討していきたいと考えています。

3、予約制乗合タクシーについて

(1) 予約制乗合タクシーの実証運行

①認知度向上策

3番目は、予約制乗合タクシーについてです。

御前山地域での実証運行が10月1日からはじまります。先の議会でも言いましたが、乗合タクシーの利用者は高齢者が多く、その高齢者が抵抗なく利用してもらうため、きめ細かい広報活動が必要です。「乗合タクシーは、利用手順にさえ慣れれば満足度が高いサービスであることから、ていねいな説明会など認知度向上策の実施がこの事業を早期に成功させる重要なポイントとなっている」と東北運輸局の「ITを活用したデマンド型乗合タクシーの導入事例分析調査報告書」にも書かれています。御前山地域での実証運行にあたっては地域の方へのていねいできめ細やかな説明が求められています。8月21日の議会全員協議会で、「9月2日に正副区長、民生委員の方に説明する」と報告がありましたが、地域の方々、特に実際に利用する高齢者の方々への丁寧な説明がどのようにされるのか、予約制乗合タクシーの認知度向上策をお聞かせください。

〈総務部長答弁〉 予約制乗合タクシーの利用登録の案内は8月25日発送の広報紙に掲載して全戸に配布しました。9月2日に御前山地域の区長、副区長、民生委員、児童委員に説明をおこない、対象となる高齢者に利用登録するよう協力をお願いしました。10月運行開始に向けて、これから地区集会、高齢者の集まる機会の情報を収集し、説明をおこなうなど、この制度の理解と普及を向上させるため、PRに努力したいと考えています。

②営業区域の改善

次は、営業区域の改善です。営業区域は、「御前山地域全域」、ただし旅客の発地または着地のいずれかが御前山地域内であれば、次に掲げる地点との運行は可能とするとし、常陸大宮市役所、総合福祉センターかかやき、常陸大宮駅、大宮地内および緒川地内の医療機関をあげています。御前山地域の全世帯に配布された「乗合タクシー」利用登録のご案内でも、「運行エリアは御前山地域内の移動および大宮地域・緒川地域の医療機関など一部への移動」と限定しています。私は前定例議会で、アンケート調査結果で、「利用目的は通院が44.5%と一番多く、以下、買い物10.4%、趣味・スポーツ・温泉などが3.9%、役所等への用事3.5%の順に多かった」と報告されていることを示し、アンケート結果で2番目に多い「買い物」に使えないというマイナスのイメージを与えることになるのではないかと問題提起をしました。答弁は、「当初は地域内にみの運行を考えていたが、アンケート調査の結果、地域内限定の運行では利便性がよいとは言えないとの判断から、近隣地である大宮地域および緒川地域は医療機関への移動も特例として設定した。商業施設については、検討はしたが、運行範囲が大幅に拡大され、1時間に1便の運行が難しくなることから1番利用度の高い医療機関を設定した」と答えています。その後、考えてみましたが、利用先を限定しては、予約制乗合タクシー運営事業補助金交付要領の趣旨に記されている「日常生活に必要な交通手段の確保」にもならないし、実証運行にもならないのではないのでしょうか。「1時間に1便の運行がむずかしくなる」とのした理由もわかりません。なぜ、大宮地域の利用先を制限したのか再度質問します。

〈総務部長答弁〉 システム検討委員会あるいは地域公共交通会議等で審議し決定したもので、計画どおりに進めていきたいと考えています。

（金子議員） 地域公共交通会議を傍聴しましたが、その中で意見が出されたひとつに、常陸太田市の例ですが「行くときは病院でも、帰りは、買い物をしてからが多い」との意見が出されました。現在の計画では、商店からは利用はできません。その利用者に「病院まで戻って待っていてくれ」というのでしょうか。私は、一定のお金がかかっても、利用先を制限せず、使用車両を増やして実証運行すべきと考えています。十分な改善をしていただきたいと思います。

（2）予約制乗合タクシーの本格運行

①目的と予約受付センターの場所

次は、予約制乗合タクシーの本格運行についてです。

最初は予約制乗合タクシー運行の目的と予約センターの場所です。前議会の答弁では、「デマンド交通システムについては、商店街活性化の手段としての効果があると言われているので、本格運行に当たっては、こうした点も勘案して検討したいと考えています」と答えていますが、予約制乗合タクシー運営事業補助金交付要領の第1条の趣旨では、先にのべた「日常生活の移動手段の確保」だけです。本格運行にあたっての検討がすすめられていると思いますが、「中心商店街の活性化」はどのように検討されているのでしょうか。

また、予約センターの場所ですが、「本市は面積が広いので、市の中心部に近い場所に設置した方が良いとの判断で、緒川センター内にした」との前議会での答弁ですが、ITを使った予約システムにこの判断はおかしいのではないのでしょうか。大宮地域に集中するのですから、その場所に予約センターを置くべきと考えますが、予約受付センターの移動は技術的に可能かどうかお聞かせください。

〈総務部長答弁〉 予約センターの場所を川総合センターの空き室としたのは、今後、市内全域の運行となった場合、本市は面積が広いので、市内の中心部に設置した方がいいという判断です。合わせて、既存の施設の有効活用も考慮しました。

②運行エリア

次は、運行エリアについてです。本格運行での運行エリアはどのようにする考えなのでしょうか。お聞かせください。

〈総務部長答弁〉 地域公共交通連携計画の策定の中で、この運行エリアをどのようにしていくかということも検討していきたいと考えています。

（3）福祉タクシーの存続

次は、福祉タクシーの存続についてです。予約制乗合タクシーが市内全域で運行されれば、福祉タクシーの需要は激減すると思われますが、移動手段を持たない方々の「日常生活の移動手段の確保」のため、存続すべきと考えますが、どのように検討されているのでしょうか。お聞かせください。

〈保健福祉部長答弁〉 今後、地域公共交通システム検討委員会で検討していきたいと考えています。

(4)「交通権」の市行政での位置づけ

次は、「交通権」の市行政での位置づけについてです。常陸大宮市もそうですけれど、高齢化率が高く公共交通に対する社会的要請が強い地域ほど、公共交通の路線廃止すすんでいます。このような地域においては、クルマを運転できない、利用できない状況におちいったとき、人々の生存がおびやかされる危険性があります。このような地域に居住する人々の生きる権利を守るという観点から、公共交通の必要性をとらえるべきと考えます。今、論じられている予約制乗合タクシーの運行も、このような観点で市行政に位置づけられる施策と考えますが、確認したいと思います。ですから、一定の金額、これはかかるんだということは当然考えていかなければならないと思います。節約に走ることはすべきでないと考えます。市長の見解をお聞かせください。

〈市長答弁〉 今回の乗合いタクシー事業構築の過程では、「交通権」といったことについての規定はおこなっていません。権利というのではなく、移動するときなどに困っている方がいれば対応するのは自然の行動だろうと考えます。予約制乗合いタクシー事業については、一般に交通弱者とされている方々の移動の足を確保し、より利便性を高めるという市民サービスの向上をめざす考えのもとに事業を推進してきました。交通システムを進めることが市民の交通の権利や行政の義務に基づいたものからスタートしたという認識は持っていません。ただ、障害者の方などが移動するときに移動しやすいように公共施設のバリアフリー化を図る努力はこれからもおこなっていきます。時間がありませんので、以上で答弁とさせていただきます。

※質問通告した、「4、市民協働について」と「5、公民館について」は時間がなくなり質問できませんでした。準備した質問は次のとおりです。(金子 卓)

4、市民協働について

(1) 広報・お知らせ版等の配布

4番目の市民協働について、5番目の公民館については、それぞれについて全般でなく、ピンポイント的な質問です。

当市の「広報」「お知らせ版」の世帯配布ですが、最近、隠居しているお年寄りから「市のことがさっぱりわからない」という声をききました。これは以前からある問題ですが、隠居している高齢者が「広報」「お知らせ版」等の配布を受けたい時はどうすればよいのでしょうか。お聞かせください。また、市行政としても、市民協働を進めるために、このような要望に対し、適切な配慮と積極的な対応を関係者にすべきと考えます。いかがでしょうか。

5、公民館について

(1) 公民館分館の活動、分館の対象地域と対象世帯数

公民館分館の活動、分館の対象地域と対象世帯であります。当市の公民館は各地域に1ヶ所設置されていますが中央公民館はありません。公民館分館は、大宮地域は8館、山方地域は12館、美和地域は1館、緒川地域は1館、御前山地域は3館です。それぞれの分館の対象地域と対象世帯数をお聞かせください。

* 参考までに当市と近隣市町村の一般質問の時間制限は下記のとおりです。

■常陸大宮市	質問と答弁合わせて60分(一括と一問一答の選択)
■那珂市	質問だけで60分の持ち時間制(一問一答)
■常陸太田市	質問だけで40分の持ち時間制(一括)
■北茨城市	質問だけで30分の持ち時間制(一問一答)
■東海村	質問だけで30分の持ち時間制(一括と一問一答の選択)
■高萩市	質問と答弁合わせておおむね60分(一括)
■ひたちなか市	質問と答弁合わせて60分(一括)
■水戸市	質問と答弁合わせて60分(一括)
■大子町	質問と答弁合わせて60分(一括)
■日立市	質問と答弁合わせて1年間で100分(一括) * 日立市は異常。